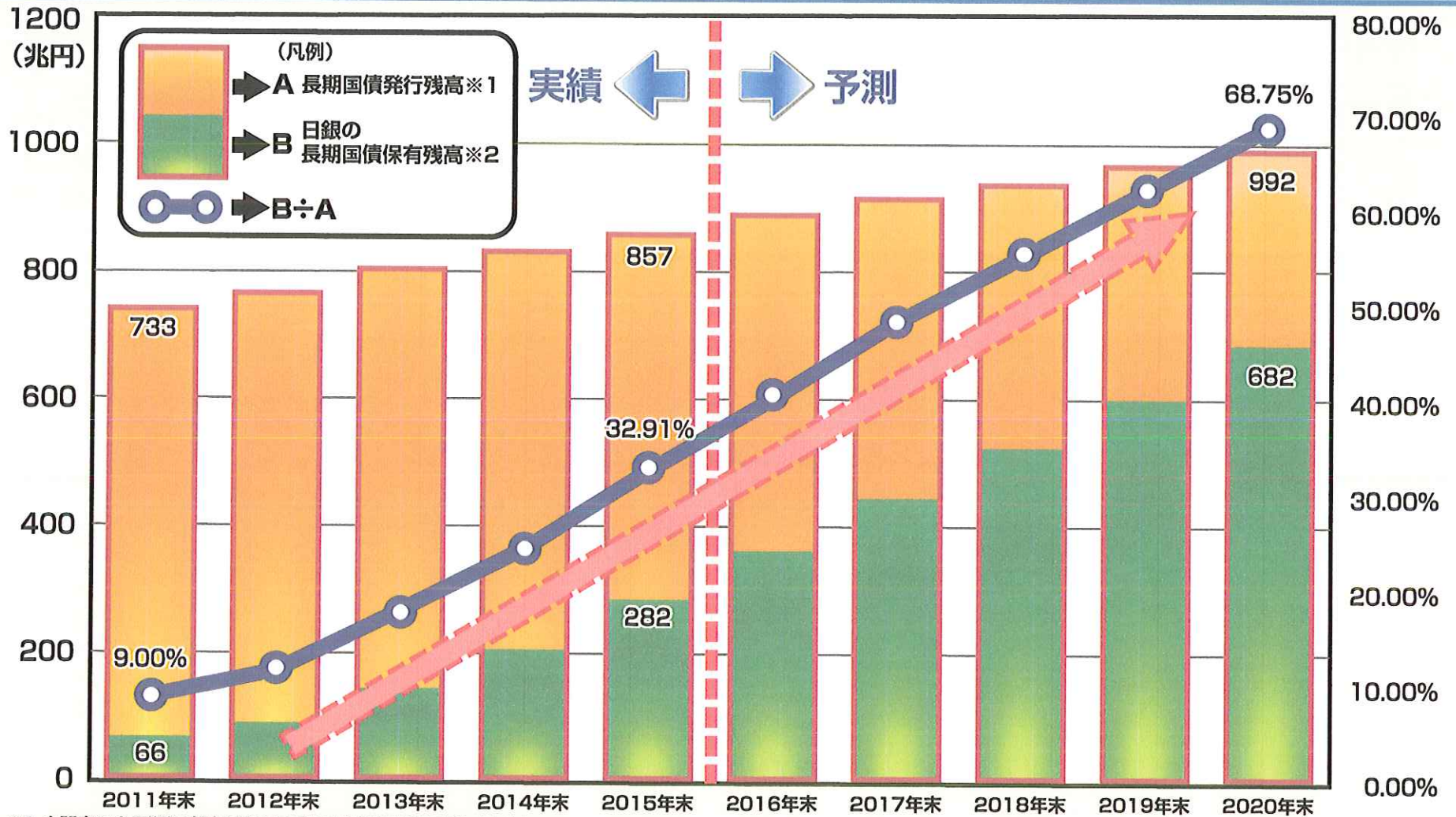


増え続ける日銀の長期国債保有残高



※1 内閣府の中長期経済財政試算における公債等残高予測に基づく。
 ※2 現在の年間純増80兆円のペースで日銀の国債保有残高が増加すると仮定

出典：政府・日銀の公表資料をもとに階事務所で作成

平成28年2月19日(金)衆議院予算委員会 衆議院議員 階猛(民主・維新・無所属クラブ)

東日本大震災と阪神・淡路大震災の復興状況等に係る比較表(概ね5年時点)

	東日本大震災	阪神・淡路大震災
死者数 (うち震災関連死者数)	15,892名 (3,331名)	6,432名 (912名)
行方不明者数	2,576名	3名
仮設住宅入居者数	154,263名※1	0名
災害復興公営住宅等の整備 (進捗率)	13,852戸(46%)	41,400戸(107%)
復興まちづくり (進捗率)	土地区画整理: 4% 防災集団移転: 66%	土地区画整理: 59% 市街地再開発: 47%
復興関係予算額	25.5兆円※2	4兆9,500億円
関連立法数	34本※3	16本

※1 見なし仮設等への入居者を含む

※2 集中復興期間(平成23年度~27年度)の見込み額

※3 原子力災害対策の関連法を除く

出典: 国立国会図書館作成

平成28年2月19日(金) 衆議院予算委員会 衆議院議員 階猛(民主・維新・無所属クラブ)

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

① 対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の
焼却灰等の汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

② 指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定

※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 特定廃棄物には該当せず、廃棄物処理法が適用される廃棄物であるが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物を環境省令で規定。廃棄物処理法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準に基づき処理。

※環境省令において一定の地域にある一定の種類 of 廃棄物(浄水汚泥、下水汚泥及びその焼却灰、廃棄物焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等)を規定。

- 安全評価により、Cs134及びCs137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、安全に処理することが可能であると考えられるが、入念的に、より一層の安全確保を図ろうとするもの。

指定廃集約管理を堅持

環境省、宮城県に方針報告

「基準値超 3分の1に」

東京電力福島第1原発事故で生じた指定廃棄物の最終処分場建設問題で、井上信治環境副大臣が17日、宮城県庁を訪れ、県内の廃棄物の放射性濃度を再測定した結果、国の基準値（1キロワットあたり8000ベクレル）を上回る廃棄物が3分の1以下に減ったことを村井嘉浩知事に報告した。基準値を上回った廃棄物は県内1カ所

で集約管理する従来方針を堅持することも伝えた。

（14面に関連記事）

村井知事は、年度内に県主催で市町村長会議を開く考えを表明。環境省の集約

管理方針、基準値以下や未指定の廃棄物の扱いについて首長の意見を聞く。会談で井上氏は県内39カ所を一時保管中の3404トンを再測定したところ、1090トが基準値を上回ったと説明。「上回った廃棄物は集約管理が安全上望ましい。引き続き地元の理解を得る努力をする」と、栗原、加美、大和の3市町を建設候補地とする方針に変わりないことを強調した。基準値を下回った2314トについては「一般廃棄物として科学的に安全に処理できる」と述べ、指定解

除を進める方針を示唆。国が費用や技術を支援する前提で、地元の処分場で処理してもらおうとした。

処分場建設をめぐるのは加美町が激しく反対し、調査受け入れも拒否。環境省は栗原市と大和町でも現地

調査に着手できないまま2年連続で越年し、3市町は昨年12月に候補地返上を訴えた。

会談後の取材に、井上氏は「指定廃棄物が減れば住民の負担も減る。丁寧に説明したい」と話した。村井知事は「従来方針を堅持するなら、その通り進めてほしい」と協力する姿勢を示した。基準値を下回った廃棄物の処理に関しては「首長と協力し、時間をかけず処理することが重要」と語った。

出典：河北新報(平成28年2月18日)

平成28年2月19日(金) 衆議院予算委員会 衆議院議員 階猛(民主・維新無所属クラブ)

進まぬ処理 放射性廃棄物

「混焼」地元 の理解難しく

東京電力福島第一原発事故で放出された放射性物質に汚染された牧草や稲わらなどの「放射性廃棄物」は、事故から5年近くたった今も、農家などが保管したままの状態が続いている。国から処理を委ねられた市町村が動けないでいるケースも多い。放射性廃棄物を巡る県内の現状や自治体の取り組みを伝える。

「通常のゴミも増えて、施設に余裕がない。4年や5年で処理は終わらない」。登米市の布施孝尚市長は、汚染レベルが比較的低い放射性物質が付着した廃棄物について、こう話す。同市の処理施設では、仮に焼却できたとしても1日1ト程度。市内には約8000トがあり、単純計算で8000日かかる。

原発事故は、牧草や稲わら、ほだ木などを汚染し、出荷や利用ができない廃棄物を大量に生み出した。このうち、放射性物質の濃度が1キ・ダあた

たり8000ト以下(以下)の廃棄物処理は、市町村が責任を負う。県によると、こうした廃棄物は県内に計4万7596ト(2014年11月時

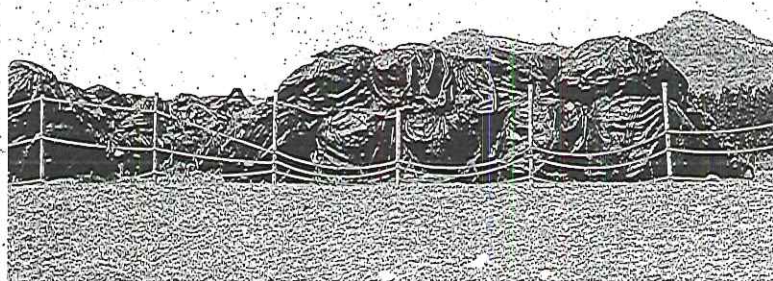
点)ある。国は、これらを一般廃棄物に混ぜて焼却する「混焼」を推奨し、費用を補助することで処理を促進しようとしている。だが、ほとん

どの自治体で処理が進んでいない。

県内で、国の補助を受けて処理を終えたのは仙台市と利府町だけ。牧草約30トを抱えていた利府町は町内の処理センターで1日あたり0・6トを混焼、焼却灰を町内の処分場に埋めた。仙台市も市内3か所の焼却施設で、1日あたり8・5トを混焼し、牧草やほだ木計約560トを処理した。

白石、角田、蔵王の3市町も、仙南広域行政事務組合が一般廃棄物の処理を行っており、焼却施設は角田市、処分場は白石市にある。3市町は混焼の検討のため、県とともに14年9月から放射線量の再測定を行ったが、いまだ処理には至っていない。こうした現状に、猪股町長は「当面はそのまま保管するしかない」とし、布施市長は「市町村では処理しきれない。指定廃棄物の最終処分場を造り、そこで8000ト超のものと一緒に処理してほしい」と訴える。

化学繊維の袋に入れられ、野積みになされている汚染牧草。県内の至る所で見られる光景だ



動けぬ自治体

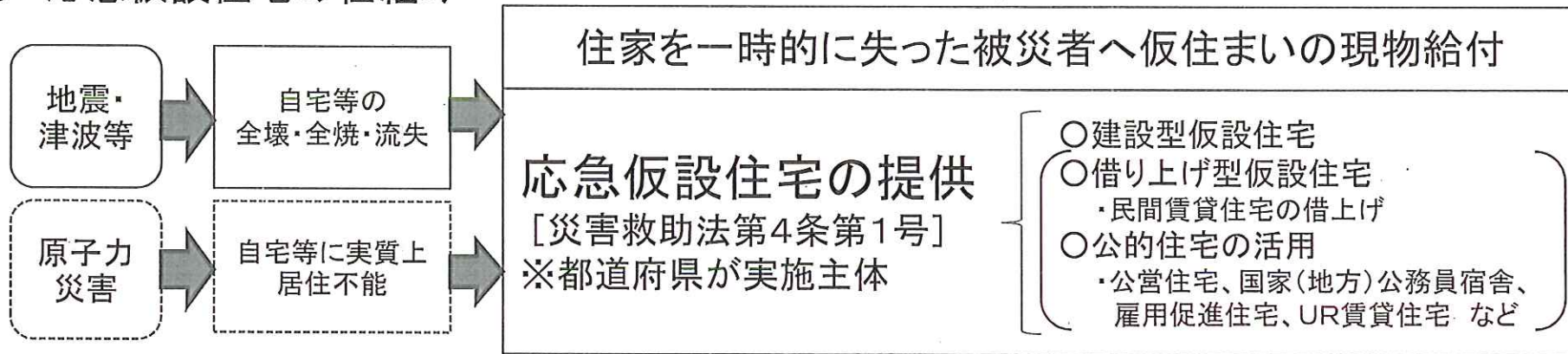
8000ト 国際原子力機関 (I A E A) の見解を基に環境省が定めた基準値。1キ・ダあたり8000ト以下であれば、特別な処理をしなくても、環境への影響は少ないとされ、放射性物質汚染対処特別措置法では、一般廃棄物と同様に自治体が処理すると規定されている。8000ト超で、自治体が国に申請した廃棄物は「指定廃棄物」として、国の責任で処理される。ベクレルは放射能の量を表す単位。

両市町で処理が進んだのは、廃棄物の量が比較的少なく、施設の処理能力にも余裕があるうえ、焼却から最終処分まで前で行えたからだ。

一方、他の自治体は「早期処理の必要性を認めつつも、登米市のように処理できない理由を抱える。廃棄物を大量に抱える県北や県南の自治体では、自前の施設を持っていないなどの理由から、手つか

東日本大震災における応急仮設住宅の取扱いについて

○ 応急仮設住宅の仕組み



○ 応急仮設住宅の提供期間の延長

